

〈研究ノート〉

## 大坂市場を脅かした「内海船」の組織と運営

——尾州知多廻船仲間「戎講」の成立と展開に関する素描——

青木 美智男

\*

『大阪市史』第5巻の中に収録されている、天保13(1842)年1月大坂町奉行の阿部遠江守正蔵の「諸色取締方之儀ニ付奉伺候書附」(639頁～685頁)は、「天下の台所」大坂の経済的地位を低下させている諸要因を一つ一つ具体的に指摘して、天保の改革での重要施策の1つであった株仲間解散令に反対した上書として有名である。

この上書のなかで阿部が槍玉にあげたのは、一、諸家領分知行所産物之事 一、諸家廻米之事 一、搗米之事 一、酒之事 一、塩之事 一、炭薪之事 一、毛綿類之事 一、実綿并縞綿之事 一、乾物類之事 一、蠟之事 一、紙之事 一、瀬戸類之事 一、豊表之事 一、銑并鉄之事 一、藍之事 一、石之事 一、瀬戸内荷物売買之事 一、吹銅之事 一、唐物類之事 一、獸革之事 一、大坂町人心得方之事 一、諸色直下之事 一、江戸大坂取引之事、そして最後に「一、内海船之事」という、近世海運史の専門家でもなければ聞いたこともないような廻船業の暗躍が暴露されている。内容を一言でいえば、「内海船」の営業が、長州藩赤間関(下関)などとともに、中央市場としての大坂の商業的位置を脅かす重大な要因になっているというものである。阿部正蔵が脅威に感じ、槍玉にあげた「内海船」とは、ほかでもなく尾張国知多半島の南端に近い伊勢湾側の港町内海(愛知県知多郡南知多町)を根城とする廻船仲間の総称である。

だが、阿部の上書に関する分析で有名な安岡重明氏の「畿内における商業統制」(『日本封建経済政策史論』所収)では、大坂諸問屋への商品廻着量減少の原因の一つとしてマークされた「内海船之事」について、「『途中売買』の実際の担当者であった尾州の『内海』を根拠地とする諸船の活動をのべたものであった」(173頁)と、上書の内容を十分に検討せず簡単な紹介にとどめているに過ぎない。

このように、「内海船」の廻船活動に関しては、川合彦充氏(「南知多の海運と戎講組合」『南知多の廻船文書』第1編所収)、村瀬正章氏(『近世伊勢湾海運史の研究』)のような近世海事史の研究者や内田洋氏(関係論文を『みなみ』に掲載)のような地元の研究者が早くから注目してきてはいたが、多くの経済史家からはほとんど問題にもされず、同じ地方廻船の一つである北前船のような脚光をあびることはなかった。それゆえ当然のことながら、幕府の天保の改革や幕末経済史のなかに登場することは絶無であった。

しかし阿部の調査結果でも明らかなように、一地方廻船「内海船」の活動が、幕藩制の市場構造の再編をめざす幕府の政治改革（天保の改革）のさいに話題になるほど、大きくクローズアップされていたとすれば、その営業活動を地方廻船レベルの問題としてないがしろにしておくわけにはいかないだろう。

\*

そこでまず、上書（「諸色取締方之儀ニ付奉伺候書付」）のなかの「内海船」に関する部分を分析し、阿部が脅威に感じた理由を検討しておこう。長文であるが全文紹介することにしよう。

一、内海船之事、

此義尾州浦手ニ内海と唱候場所有之、重ニ船手勧之者住居致、右浦方廻船を世俗内海船ト相唱候由之處、近來右船手之者、長州赤間ヶ関其外同所より上方瀬戸内浦々江入込、諸色高直ニ買メ、上方筋融通合ニ差障候趣相聞候ニ付、取調候処、右内海船之義者、諸色運貨積ハ引受不申、是迄大坂并堺・兵庫等相廻、見当之米塩其外何品ニ不寄買取、他国江積廻壳捌、徳用取候義を身過ニ致候商船ニ有之、然ル処近年之時勢ニ而、上方筋江廻着相減候ニ付、内海船之者共、存寄通ニ者買集不行届候故哉、追々瀬戸内浦々へ入込、國々より上方筋を日当ニ積登候品者勿論、大坂仕入之荷物をも猥ニ引留、其所之者馴合、高直ニ羅壳買致候事之由、右者前頭之通、自国入用之品を買調候義ニ者無之、國々辺鄙江積廻、其先々之不自由を見込、高直ニ壳捌、利徳を貧、始終損失之期無之、次第ニ手順宜候ニ付、近頃者内海最寄身元宜敷もの其金主ニ相成、先繰ニ仕入金等借出、手厚ニ相勧候ニ付、追々船数も相増、當時者式百艘斗之船數ニ相成、専ら瀬戸内横行仕候ニ付而者、素より姦商共ニ付、敢而元附直段之高下を不諭、品物多買集候義を専ニ心懸、他之差障をも不顧、高直ニ買收候ニ付、自ら元附直段羅上、然而已ならず、國々より上方筋江相廻候荷物相減、大坂相場も引上候ニ付、世上諸式直段江相響、一統致難義候事之由相聞申候、右内海船之義者、近來他所より瀬戸内江出買ニ相廻候商人船頭等之内ニも、別而重立候廉ニテ、銘々妻子をも引連乗組、船中ニ而世帯致候族も不少、何分法外之所業ニ相聞候上者、瀬戸内荷物壳買之義ニ付、前ケ条申上候通、浦触差出候迄ニ而者、御取締行届申間敷ニ付、以来右商船ニ女乗組候義ハ勿論、瀬戸内江羅買ニ入込候義被差止、夫々入用之品を大坂・堺・兵庫等ニ而可買調旨、内海之者共江被申渡候様、尾州家江御達有之、右流弊全相止候者、國々元直段平準ニ相成候一基ニ而、必定大坂等江廻着相場引下可申、然ル上者同所問屋商人等より江戸其外諸国江積送候分も、是又同様之振合ニ相移、夫々平準之直段ニ可相成筋と奉存候、

以上のような大坂町奉行阿部正蔵の調査によれば、「内海船」の営業形態の特色は、菱垣廻船のように「運賃積み」に主力をおくのではなく、大坂・兵庫・堺などを回り、そこで商品を買取り、他国へ積み回して販売し利益をあげる「買積み」方式を主力としている廻船であることがわかる。そしてあらたに営業圏を拡大し、ついには大坂の脅威となりだしたというのである。

それはまず、大坂への商品回着が減少しだして希望通りに集荷できなくなったのを転機に瀬戸内沿岸に進出し、大坂向けの商品を地元の商人と馴れ合って引き留め、高値に買取り「國々辺鄙」へ積み回し販売し利益をあげだしたのにはじまる。ついで、内海周辺の有力者のあいだに廻船に投資する者があらわれ、その資本力にものをいわせて、さらに廻船数を200艘にも増やし、値段の高下などに頓着せず商品を買い占める。そのため、価格の上昇を招き、大坂への回着量をさらに減少させ、ひいては諸物価上昇の元凶になっているというのである。そしてこうした営業形態

を反映してか、航海の都度自港を経由することもままならないで、妻子を乗船させ船中を家族生活の場とする船頭まであらわれるなど、危険で法外な行為をおこなうものが生まれだしているというのである。

阿部はそこで、「内海船」のこうした「流弊」を禁止させるように御三家尾張藩へ厳重に忠告し、物価を「平準之直段」に戻すべきであると上申する。この阿部の困惑ぶりは、「内海船」によって大坂市場が相当深刻な打撃を受け出していたことを物語っていよう。

以上のような阿部の調査結果に従えば、「内海船」は、近世後期全国的な商品流通の発展に乗じて踊り出た、きわめて投機的・冒険的な廻船業で、従来の幕藩制的市場原理を大混乱させてまでも、あくまで利益を追求してやまない無統制な廻船であるように受け取られても致し方なかろう。しかし船数を激増させたとはいえ、一地方廻船個々の資本力で、このような大胆な経営がはたして可能だったのだろうか。もし可能だとすれば、それは独特な経営方式が採用されているのではないかと考えるのが妥当だろう。

そこで阿部が、「尾州浦手ニ内海と唱候場所有之」という「内海船」の根拠地尾張国知多郡内海湊での廻船業者たちの世界に立ち入って、「内海船」脅威の根源を探ってみることにしよう。

\*

「内海船」という名称が、内海湊を根城とする廻船の総称として一般化したのはいつごろからかは詳らかではない。しかし17世紀の寛文・延宝期や、18世紀初頭の元禄期にはそれほど知られていなかっただけは確かである。後に紹介するように史料的な初見は、早くとも19世紀初頭からであり、一般化するのは文政・天保期以降と比較的新しい名称であると言ってよい。そこですまず「内海船」登場の歴史的な背景を、知多廻船の展開過程のなかから素描しておこう。

村瀬正章氏の研究（前掲書）などによれば、知多半島沿岸を中心とする知多廻船は、はじめそのほとんどが江戸廻船であったという。しかしまもなく、菱垣廻船や伊勢廻船に押されだし、そのうえ尾張藩がてこ入れを怠ったことによって元禄期をピークに衰退しはじめるといわれている。その後、大坂廻船や諸国廻船にも進出したがままならず、廻船数を漸減させていった。これらのこととは、知多郡大野湊で尾張藩の廻船惣庄屋を勤め、個々の廻船より取り立てた「合力銀」（助成金）で役務を維持してきた中村権右衛門家が、「合力銀」の収納が大幅に減少して、18世紀末には、「連々勝手困窮仕少々之扣田畠等迄も売払、漸々難渋相凌罷在」（『中村家文書』常滑市文化財報告第17集）という状況に追込まれ、ついには「最早此上家屋鋪等売り払相続仕候より外無御座」（同）と極度に困窮し、「数代相勤來候御役儀をも難相勤仕合ニ相成」（同）と、寛政2（1790）年8月、尾張藩に再興の嘆願書類を提出するほどの事態に陥ったことをみても、その衰退ぶりをうかがい知ることができる（参考資料1）。

知多廻船が再び盛運に向かったきっかけは、皮肉にもロシアの北方からの進出による海防問題の急進展を機に、幕命によって尾張藩が、寛政5（1893）年「非常御備ニ相成候船々の事ニ付」と廻船掌握に積極的に乗り出したことと、同じころ、寛政の改革で幕府がとった「物価の權」（物

価統制の主導権)回復の経済政策が、「寛政の遺老」らによる政策継承後つぎつぎと行詰まつたのを機に、商品生産が再び急成長に転じ、一挙に商品流通が活性化したことにあった。

この機に曲がりなりにも経営を維持してきた知多の江戸・大坂廻船業者や、尾州や三州の木綿・醸造品などの運送に携わり、湾内廻船で経済的力量を蓄積してきた知多半島西岸の新興の廻船業者らは、あらたな全国市場の活況を利用して諸国廻船へと飛躍した。この気運は、伊勢湾内の熱田や大野など伝統的な湊より、常滑・野間・小野浦をはじめ、半島南端に近い内海湊の両岸に位置する東端・西端両村の人々を刺激し、続々と諸国廻船に進出する新興の業者を生みだすことになった。なかでも元禄期に廻船業に進出して、18世紀半ばまでに莫大な富を蓄積し、安永5(1776)年には尾張家御勝手方御用達を仰せつけられた内海東端村の富豪前野小平治家は、村内小経営者らのこうした機運をたくみにつかんでいっきに廻船経営を拡大していった。

ではどの程度の規模の廻船で諸国廻船に乗り出したのだろうか。当時のデータはないけれども、明治6(1873)年の「一色邨より中須邨迄五十石已上船税取立帳」の記載から内海周辺の船持ちたちが所有していた廻船の大きさをうかがい知ることができる。もっともこの間廻船建造の傾向が大きく変化してれば参考にならないかもしれないが、およその見当はつけられよう。それによれば、600～1,000石積みの廻船ということになる(参考資料2)。

こうした廻船ラッシュが、18世紀末知多半島西岸の村々の状況をもっとも象徴する現象であった。そして19世紀に入るとさらに業者も廻船数も増大し、とりわけ前野家を筆頭とする内海の諸国廻船は本格的な盛運を迎えるに至るのである。おそらくこのような盛況を背景に、「内海船」の名称が世俗に知られるようになったと考えられる。

しかし大坂・江戸などの中央市場だけでなく、瀬戸内をはじめ東廻り海運の諸湊の商人らのあいだで「内海船」が話題にのぼりだしたのは、廻船数を短期間に激増させて活発に営業を展開したことともさることながら、すでに阿部正蔵が指摘しているように、「内海船」の多くが、「運賃積み」ではなく「買積み」の営業方式を主力としたこととかかわりがあろう。

つまり、「買積み」とは、周知のように、各地の物価の格差を利用して差益をあげる古くからの廻船方式である。そのためには、全国諸湊の物価情報を迅速にしかも的確にキャッチしなければならない。そこで「内海船」は、個別の資本力では到底カバーしきれない諸湊の商人や仲間との契約を「戎講」という職能組織(同業者仲間)を通して共有し、自己所有の廻船を有利に運行させたのであった。また、しばしば発生する諸湊の問屋などとの間に生じるトラブルの処理なども組織的におこなって、取引き先との関係を恒常に安定させるとともに、諸国の商人たちに、「内海建て」と呼ばれる独特の営業方式を通用させることに成功したためであった。

\*

では「内海船」個々の営業活動を支えた同業者仲間「戎講」とはいったいどのような組織だったのだろうか。おそらく、廻船業者たちが諸国廻船に乗り出すにあたって、それまで個々の経験から学んで結成した同業者仲間と思われるが、そのきっかけは詳らかではない。なお、「戎講」は、

別に「恵日須講」・「恵比須講」・「蛭子講」などと書かれることもしばしばある。

「戎講」結成の正式な年月は明確ではない。南知多町の地方史研究者の皆さんが編集した『南知多の廻船文書』所収の川合彦充氏の解説「南知多の海運と戎講組合」では、「多分一八世紀末か、一九世紀初頭であろう」と推測されているが、ほぼ妥当な判断であろう。なぜなら、内海湊東端村の廻船業者内田佐七家が代々保管してきた廻船経営の文書類のなかに、文化6（1809）年の日付のある「蛭子講参会之覚」と記された帳面や、同7年11月づけの「内海組船えびす講御年中行司様」宛という覚え書きが残されていて、文化年間初頭には、すでに組合活動がおこなわれていたことが明らかになるからである。そうなると「戎講」は、内海の廻船が諸国廻船として本格的に進出するのと同時に組織されたと考えられる（参考資料3）。

仲間は、内海湊を構成する東端村・西端村を中心に組織され、その他常滑に至る沿岸村々の廻船業者がわずかに参加した（参考資料4）。そして文化13（1816）年7月20日作成の「戎講組合船数帳」によれば、85艘の廻船と同数の廻船所有者を抱える組織になっていた。その後同帳に追加された加入船数は、文政元（1818）年1艘（東端村 住徳丸佐七）、同4年1艘（小野浦村 住吉丸佐左衛門）、同5年1艘（中須村 彦九郎持ち 永吉丸幸蔵乗り、久村 永昌丸松右衛門）、同6年2艘（中須村 大宝丸治左衛門。日間賀嶋要蔵持ち 八幡丸藤九郎乗り、須佐村 幸徳丸又左衛門、永執藤蔵、伊勢丸清治郎）、同7年2艘（東端村 海吉丸才兵衛・安吉丸幸右衛門）、同8年4艘（東端村 八三郎・栄治郎。中須村、永力丸九郎兵衛・栄宝丸幸三郎）、同9年3艘（中須村 兵太郎持ち、長吉乗り。須佐村 幸福丸周助。日間賀村 要蔵持ち、大宝丸与助乗）、同10年6艘（中須村 重蔵。大泊村 徳五郎。東端村 灘吉丸嘉四郎、久村 伝治郎・仁右衛門・万徳丸八左衛門）と毎年増えていき、10年間で111艘を数えるに至った（参考資料5）。

この数は、文政11（1828）年の「戎講組合船数帳」に記載されている船数（104艘）とはやや異なるが、船数増加の勢いを知ることはできるだろう。しかしその後は明治初頭まで船数を漸減させる。だが同時に、一船主が複数の廻船を所有し、雇いの船頭に経営を委任する「沖乗り」方式が多くなり寡占化が一段と進行していったのである（参考資料6）。

ただ内海港東端村の場合はやや趣を異にする。他村の場合は、船持ちの大半が1艘しか所有しない廻船業者なのに対して、東端村の場合は、「戎講」に加入するすべての廻船が、富豪前野小平治家の所有になっている点である。つまり前野家所有の廻船は、すべて「前野小平治船」として「戎講」に一括加入するとともに、それを「貸与」（？）された村内の者が「戎講」に二重に加入し、かれらが実質的な運営をまかされる方式がとられているのである。その「前野小平治船」として「戎講」に登録された廻船の数は、文政11年で27艘、天保11（1840）年でも26艘（「蛭子講組合船控」）とずばぬけて多く、「戎講」加入船の約3割を占めていたのである。

この船数の多さは、ほかでもなく前野家の経営規模の巨大さを物語る。残念ながら、実際に経営をまかされていた「戎講」加入者らと、前野家とのあいだにどのような契約が結ばれていたのか具体的な関係がいまのところ判然としない。しかし、かれらの多くが、血縁関係にないにもかかわらず、自家の姓のほかに前野姓も名乗っているところをみると、単純な関係にはなかったこ

とがうかがえる。

それを、文政元年小平治船として住徳丸を戎講に加入させた内田佐七家の場合でみると、佐七（初代）は、内田、前野の姓を使いわけながら、文政11年に住徳丸の「直乗り」をやめて息子秀太郎（2代目佐七）に譲ったり、天保4（1823）年には、あらたに購入（?）した観徳丸を「嘉七乗り」と「沖乗り」経営を始めたりしている。これは佐七家が、「沖乗り」（雇い）船頭として前野家と契約しているだけのフランクな関係にはなかったことを意味している。どちらかといえば直接経営をまかされている「戎講」加入者に、実質的な船持ちとしての立場を与えられていたと考えるのが妥当であろう。

そのような関係は、たとえば文政6（1823）年、「戎講」と取引関係があったとみられる志摩国小浜宿商人の資金借用願いに応じた仲間が、その貸金分担の割合を「惣船割」としたとき、東端村では、前野小平治（7艘半）ほかに、いわゆる「小平治船」をあずかる16名（内、2艘2名、1艘12名、半艘2名）の仲間にも、持船の数に応じて分担させていることからも明らかになろう（参考資料7）。当然のことながら内田佐七家も「大船壹艘ニ付、拾二匁五分割」という1艘分の貸金の提供に応じている。

こうした複雑な関係は近代に入るとすっきりする。つまり、明治2（1869）年の「船数名前帳」では、「前野小平治船」（6艘、すべて沖乗り）と「内田佐七船」（5艘、すべて沖乗り）が明確に区別されており、先に紹介した明治6年の「船税取立帳」でも、前野小平治船（久吉丸774石・灘吉丸780石・保吉丸382石・富吉丸948石・升吉丸838石）と内田佐七船（金毘羅丸675石・福吉丸480石・住徳丸320石・住吉丸600石・住誠丸726石）がそれぞれ、所有船ごと別個に船税を納入しているように、独立した経営体としてとらえられている。この点は、東端村の他の船持ちの場合も同様である。

\*

では「戎講」はどのようにして運営されたのだろうか。日常的には、東端・西端の講の仲間から毎年選ばれた数名の年行事（司）によって運営され、年に一度の講の仲間が一堂に会する参会日（7月20日）に重要な事項が決定された。そのため年行事の役割はきわめて重大だったから、複数による合議制がとられたが、個々の才幹が即座に問われる重要な役職だったので単純な年番制では回転しなかった。川合氏によれば、年行事の数は、東端村から4人、西端村から4人の計8人で構成される年が多かったが、選出にさいしては、人望・才幹・財力などが基準となったという。のために東端村では、中村与三治（8回）、内田五郎兵衛・前野長左衛門（6回）、内田七郎兵衛・内田佐七・角佐兵衛・前野清蔵（5回）など、西端村では、日比五郎左衛門（23回）、日比弥兵衛（22回）、日比安左衛門（21回）など、同一の家からたびたび年行事が輩出したのだった（前掲書）。

しかし富豪前野小平治は別格で、「戎講」の創立期をのぞいて自らは年行事に就任せず、彼の輩下の「戎講」仲間から年行事を出して講の運営に当たらせた。そして、緊急に大金などが入り用

の場合などは前野家が援助して急場を乗り切らせるなど、背後から「戎講」をコントロールし尾張家御用達の威儀を誇示したのだった（参考資料 8）。

年行事の職務は東端・西端から選ばれた年行事が交替でおこない、その内容は個々の「戎講」仲間に代わって、取り引きの相手となる大坂をはじめとする諸国各湊の商人たちとのコンタクトをとり、諸湊商人からの市況情報の収集・伝達、そして調整などが中心であった。それゆえ、諸国の商人と「戎講」との取引契約の成立は、「内海船」との集団的な契約の成立を意味したので、「入津被下御荷物支配被仰付千万有難仕合」というように、大いに歓迎された。しかし逆に、なにかのトラブルによって生じた「戎講」船の入津中止は、「内海船」との集団的な契約の解除を意味したから、即座に経営危機を招来させるほどの脅威となつた（参考資料 9 の 1・2）。

そしてさらに年行事には、諸湊の取り引き商人が、火災などで家財を失つたり経営不振などに陥った場合や、湊開発の資金分担を要請してきた場合、寺社の勧化や祭事への「合力」（助成）の要請などに対しても、それを受諾するか否かの決断をゆだねられていた。そして年行事らは、その結論を年 1 回の参集日に仲間に提案し決済をあおいだが、「合力」は仲間からの拠金によってまかなわれるのが普通だった（参考資料 10）。

年行事が、取引きの商人らだけでなく諸湊住民らとの関係にまで気を配ったのは、廻船業界の旧慣によるものだろうが、同時にそうした行為を通じて培われた信頼関係こそが、「買積み」商法の最大の武器であり、有利な取引のための投資であると判断したからにはほかならない。現在内田家文書のなかにまじっている取り引き先商人から「戎講」年行事宛の書状類を分析しただけでも、こうした関係が伊勢湾対岸の諸湊はもとより、西は下関から多度津・丸亀・徳島・塩飽の諸湊、そして、兵庫・大坂、東は清水・沼津・浦賀・神奈川・江戸など、瀬戸内沿岸の諸湊をはじめ、東廻航路の諸湊の商人らにまで及んでいることがわかり、さらに書簡のなかには、各地の「相庭表」（相場表）が同封されている場合がしばしば見受けられるのである。

だが「内海船」の活動は、当然のことながら旧来の慣行にこだわる諸湊商人らとのトラブルを頻繁に発生させ、「内海船」の営業に対する苦情が「戎講」に殺到したのはいうまでもない。そのため講の年行事はその対応に追われた。おそらくこれがもっとも心労の多い業務だったろう。そして取り引き先の相手に「不筋の儀」を働いた者に対しては、「か様に不風儀に相成候而者、戎講外聞ニ相掛候ニ付」という理由で制裁し仲間から排除した。こうして年行事らはトラブルの発生を戒めるとともに、相手商人との関係の修復に努力した（参考資料 11）。それがまた以前にまして相互の信頼関係を深めさせ、「買積み」商法に不可欠な物価情報の入手や商関係の維持に役立つと判断したためであった。

それゆえ重要事項が討議決定される年に一度の 7 月 20 日の講の参会日は、講の仲間らにとつてきわめて重要な年中行事となった。そこで「評定」が仲間の営業活動を規制したからである（参考資料 12）。またそれは、仲間以外の各地の取引商人にとっても同様であった。毎年参會成功の挨拶と祝儀の贈答が慣習化し、各地から金品や酒肴が贈られてきたのだった（参考資料 13）。そしてその日に、わざわざ内海まではせ参じ、援助を乞う他国商人の姿がみられた。この日は、ふ

だんの内海湊には見られない晴れがましい光景が展開したのだった。

なお、参会日を待てないような緊急事態が発生した場合は、年行事を中心に行なっていた仲間が合議して決済し、参会日に追認する方式がとられたのはいうまでもない（参考資料8）。

\*

こうしてみると、大坂への商品移入量を減少させていると見なされるほど活発な営業活動を支えたのは、弱小な個別資本では収集が到底不可能な全国各地の市場情報を、廻船仲間「戎講」という組織を通して共有し、諸国商人との信頼関係を集団として維持することに成功したことが大きな要因であったと見ることができるだろう。

しかし、基本はなんと言っても個々の廻船問屋の経営努力である。それらは所在がすでに明らかになっている内田家や日比家などの廻船問屋の経営帳簿の本格的な分析の結果を待たなければならぬが、大量の商品を各地へ動かすなど、かなり活発な営業活動を展開したことは、残されている膨大な量の売買「仕切り状」とその内容からうかがうことができ、相当な利益をあげていたことは間違いない。

だが、仲間はある段階から「戎講」への新規加入を制限するようになった。その姿勢が、船持ち個々の繁栄にもかかわらず、天保期以降「戎講」加入の廻船数の漸減となってあらわれた。おそらく、これ以上仲間を増やし船数を増加させる行為が、多くの株仲間がそうであったように、仲間全体の経営を脅かす自殺行為にはかならないと判断したからであろう。

そのため仲間個別の経営拡大は、経営に失敗した仲間船の買収や分家方式による経営分割の範囲内にとどまった。それも限界に達したときは、内海の対岸の四日市や白子、桑名湊などへ出店を持つことによって身内に経営を拡大する方式がとられた。こうして、一船主が数艘の廻船を所有し、それらを雇い船頭にまかせる「沖乗り」方式と、他国の出店との連携によって利益をあげる経営が主流となり、寡占化が一段と進行していったが、独占にいたる以前に「内海船」の廻船業に大きな転機が到来したのだった。

\*

これまで素描してきたような「戎講」めぐる動きは、すでに紹介した愛知県知多郡南知多町資料集第1・2編『南知多の廻船文書』（南知多町教育委員会）に収録されている「戎講年々記録留」をはじめ、最近見つかった内田家文書の中に混在していた関係文書からうかがうことができる。そしていま「戎講」関係文書とともに、内田家・日比家など「内海船」の主力廻船業者の経営文書が、内田洋さんをはじめとする南知多町の地元の研究者や町史編纂の方々、そして日本福祉大学知多半島総合研究所の手で本格的な整理が始まった。それによってまもなく大坂町奉行阿部正蔵が脅えた「内海船」の経営実態が明らかにされ、歴史的な位置づけが可能となることは間違いない。

なお、大坂町奉行阿部正蔵が200艘もの廻船が内海湊にあったと誤解したのは、おそらく取り

扱う商品は違うが、「内海船」と同じように「買積み」方式で利益をあげていた半島西海岸に位置する「野間船」・「常滑船」など、それぞれ別組合の知多の廻船をも、正蔵への調査報告が「内海船」と一緒にしたためだとみるのが妥当だろう。

最後に、内海廻船仲間「戎講」に関する素描を裏付ける資料を紹介しておこう。そこで所蔵者名を記載していない資料は、すべて「戎講」文書か内田家文書である。

[参考資料1] 寛政2年 尾張藩廻船惣庄屋中村家困窮につき小船からも合力金取立て願い

家内人数書付と一所に平岩氏へ相渡し置申候願書是也、

乍恐奉願上候口上之御事

私儀先祖より廻船惣庄屋役被仰付数代無中絶相勤來り難有仕合奉存候、就夫先年廻船壱艘ニ付每歳銀廿匁ツ、合力仕候様被為仰付、既ニ元禄三午年右合力銀御極之御証文被下置難有今以所持仕罷有候、然処祖父代より追々船々相減、尤困窮仕候由ニ而合力銀も相減申候、右合力銀之儀ハ、先年より船入石名目も御座候ニ付、水主之人數ニ割付取立申候儀ニ御座候處、最初ハ水主壱人ニ付出船銀六歩ツヽ取立、問屋共預り置毎暮請取申候儀ニ御座候、其後三歩に相減五十年來ハ銀壱歩五厘ツヽニ相減申候ハヽ、私家督仕候後相頼壱人ニ付式歩五厘ツヽニ相増、當時右之通取立問屋共預り置、毎歳兩度ニ受納仕候、右ハ江戸廻船斗ニ而大坂廻船等其外之船々ハ一切相勤不申候、先年ハ大坂廻船之分者大坂問屋より取立、其外之大船之分も右同様ニ其村之庄屋共より取立申候、是以五十余年以來ハ差出シ不申候、然処近來私儀至而困窮其上家内多実ニ必至と指支難渋至極ニ付、少分之田畠をも売払取続相勤申候得共、前題之通江戸廻船斗之取立ニ而ハ少分之金高御座候ニ付、一向難取続難渋至極ニ奉存候、只今ニ而ハ知多郡大小之船々增減等迄節々相達候様ニ仕御メリ宜出精仕候得ハ、かれは御用取扱も多く乍恐出郷其外紙筆墨諸雜用年内ニ者余程之義ニ御座候之処、先年者御影を以廻船共より合力仕候付取続相勤來り申候得共、右合力段々相減、五十年以來ハ江戸廻船斗合力仕候付、是以近來ハ追々相減甚助力薄く罷成申候ニ付、自ラ勝手必至之困窮ニ罷成最早御役儀をも難相勤程之仕合御座候得共、数代無中絶相勤來り候儀一向残念至極奉存、依之至而恐多御儀ニ御座候得共、数代相勤候功分と被為思召、何卒御慈悲之上大坂廻船并式百石以上之廻船も右ニ准シ合力先格之通仕、不知波・小船之分者入石壱石ニ付式歩ツヽ合力仕候様仕度奉願上候、尤小船藻取船之儀ハ三石入より八石入高ニ而三四人ツヽ仲満組合乗候而ことに御運上と申儀も無御座無役同様ニ而、剩度々増減仕候ハハかれは取扱多御座候故、右合力取立候様相成申候ハヽ、船數入石等ハメリも宜様ニ奉存じ、其段々庄屋共江も内談仕候處、尤之筋ニ存取申候、勿論右之通小船一艘ニ三四人ツヽも組合之義ニ候ハヽ、合力銀壱人ニ引当候而ハ少分之儀痛ニも不相成候様奉存候間、右之段者乍恐被為聞召分願之通被為仰付被下置御影を以取続相勤候様仕度偏奉願上候、以上、

戊八月

但、藻取小船之儀或八石入ニ四人仲満ニ而乗申候船江合力銀千石ニ付式拾匁之割ニ仕候へ者、入石八石入之船ニ銀壱歩六厘ニ相当り、右四人ニ割付候時、壱人前壱ヶ年ニ四厘ツヽニ而御座候、壱ヶ村ニ小船六石入ニならし五拾艘も有之候村方ニ而入石メ三百石此銀六匁ニ而御座候、木船不知波式百石以下之船々數何程も無御座候へ者、右之通取立受納仕候而年内万端之諸入ニ仕方奉願上候御儀御座候、

(常滑市民俗資料館所蔵 中村家文書)

[参考資料2] 明治6年 上野間～内海周辺沿岸村落の50石以上船の規模と乗組員数

村名	所有者名	船名	石数	乗り組法	船頭名	乗り組員数
上野間	中野市右衛門	松栄丸	80	直乗り		2
	谷川半右衛門	松順丸	87	?		3

一 色	松 本 弥平治	宝栄丸	930	直乗り		10
	森 田 伊 介	幸福丸	882	沖乗り	伊 八	12
	同	幸徳丸	967	沖乗り	弥 左 衛 門	?
	同	幸豊丸	892	沖乗り	四郎左衛門	11
	夏 目 市兵衛	幸昌丸	859	沖乗り	仙 藏	10
	同	幸昌丸	951	沖乗り	金 之 助	11
	夏 目 平三郎	幸寿丸	1059	?		13
	同	幸昌丸	806	沖乗り	覚 三 郎	10
	同	幸喜丸	1137	?		?
	夏 目 仲 助	幸徳丸	1033	沖乗り	寿 助	11
	同	永吉丸	957	沖乗り	四郎兵衛	11
	同	幸盛丸	971	沖乗り	利 八	11
	夏 目 甚 七	栄力丸	1067	沖乗り	卯 吉	12
	同	栄福丸	1021	沖乗り	六 平	11
	同	栄泰丸	1156	沖乗り	太 吉	12
	同	栄福丸	930	沖乗り	代 六	11
	同	栄昌丸	972	沖乗り	金 二	11
	鈴 木 平 吉	幸久丸	1006	沖乗り	幸之助代 松之助	11
	同	栄徳丸	1005	沖乗り	仙 吉	11
	夏 目 徳三郎	永祥丸	650	沖乗り	寅 吉	9
	同	幸福丸	929	沖乗り	友 吉	11
柿 並 村	山 中 藤兵衛	栄吉丸	76	直乗り		3
小野浦村	樋 口 藤 助	勢鳳丸	911	?		10
	同	幸勢丸	970	沖乗り	新 左 衛 門	11
	樋 口 慶 助	幸寿丸	662	沖乗り	松 兵 衛	9
	山 本 定兵衛	伊乘丸	501	沖乗り	覚 藏	8
	山 本 定 助	伊寿丸	1075	?		12
	中 川 清 吉	伊寿丸	946	?		11
吹 越 村	松 山 伝右衛門	明吉丸	70	?		?
岡 部 村	大 岩 甚三郎	伊勢丸	543	?		?
西 端 村	日 比 五右衛門	大寿丸	59	?		?
	日 比 新 八	豊昇丸	63	?		?
	日比五郎左衛門	寿栄丸	736	沖乗り	紋 左 衛 門	?
	同	宝栄丸	930	?		?
	日比七郎左衛門	伊勢丸	409	?		?
	日 比 安左衛門	永福丸	707	?		?
	同	生福丸	718	沖乗り	半 五 郎	?
	同	神住丸	971	沖乗り	利 左 衛 門	?
	同	神光丸	1037	?		?
	日 比 源 八	伊福丸	63	?		?
	日 比 九兵衛	蛭子丸	76	?		?

大坂市場を脅かした「内海船」の組織と運営

	坂田治郎右衛門	久徳丸	50	?		?
	日 比 弥兵衛	徳秀丸	781	沖乗り	昇 三 郎	?
	日 比 吉兵衛	永吉丸	702	沖乗り	音 藏	?
東 端 村	中 村 与三治	萬吉丸	1043	沖乗り	吉 藏	?
	同	福吉丸	480	沖乗り	嘉 七	?
	同	勢吉丸	363	沖乗り	清 五 郎	?
	前 野 小平治	久吉丸	774	沖乗り	清 藏	?
	同	灘吉丸	780	沖乗り	松 二 郎	?
	同	保吉丸	383	沖乗り	七 右 衛 門	?
	同	富吉丸	948	?		?
	同	升吉丸	838	?		?
	松 田 六次郎	灘吉丸	679	?		?
	内 田 佐 七	金毘羅丸	675	沖乗り	善 七	?
	同	住徳丸	320	?		?
	同	住吉丸	320	沖乗り	豊 三 郎	?
	同	住誠丸	726	沖乗り	佐 六	?
	内 田七郎兵衛	富士吉丸	673	沖乗り	為 吉	?
	橋 本 長 六	乗久丸	676	沖乗り	伊 左 衛 門	?
	同	乗吉丸	605	沖乗り	和 吉	?
	内 田五郎兵衛	明神丸	721	沖乗り	寅 三 郎	?
	内 田 角兵衛	久吉丸	74	?		?
	前 野 平五郎	伊勢丸	92	?		?
名 切 村	日 比 嘉 吉	伊良丸	800	?		?
久 村	中 村 兵四郎	宝昌丸	964	沖乗り	仙 兵 衛	?
	同	金昌丸	752	沖乗り	重 郎 平	?
	竹 内 弥兵衛	永神丸	55	?		?
大 泊 村	大 岩 幸右衛門	永通丸	964	沖乗り	専 太 郎	?
中 須 村	天 野兵左衛門	宝久丸	716	?		?
	大 岩 彦九郎	升福丸	595	沖乗り	徳 二 郎	?
	山 本与左衛門	清寿丸	144	?		?
	大 岩 卵 助	勢宝丸	70	?		?
	大 岩 弥 助	伊勢丸	195	?		?
	天 野 兵太郎	住久丸	857	沖乗り	清 四 郎	?
	同	住宝丸	769	直乗り		10
	同	住神丸	1170	沖乗り	仙 藏	12

(明治 6 年「船税取立帖」より作成)

[参考資料 3] 文化 7 年 11 月 他国商人の合力願い受諾につき礼状覚え

覚

一、金式両三歩、四匁八厘

右者居宅大破ニ付、普請御合力御願申上候処、御聞届被成下、此度右金子被仰付、難有頂戴仕候、以上、

橋杭浦宿

伊平次⑩

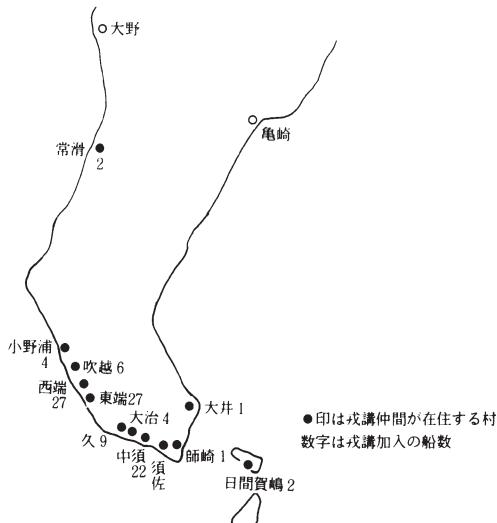
文化七年

巳十一月

内海組船えひす講

御年行司様

[参考資料4] 文政11年 戎講仲間住の村落と船数図



[参考資料5] 文化13年7月20日 戻講組合船数帳

定

一、勢州四日市荷主方江上ミ方ヨリ運貨綿之儀、去年來仲間一統積荷留メ申合候処、心得違之衆有之、或ハ桑名・富田杯江送り状付之品替り候故、積候而茂不苦候哉と心得候仁有之、左候而ハ、行々不締ニ候間、今般又々申合、已來者桑名ハ勿論、何地ニ而茂荷主四日市之分ハ、積留メ候様相究船頭中右承知之上、連印一札如件、

(西端村)	神力丸	安 左 衛 門⑩	伊勢丸	弥 兵 衛⑩
	喜吉丸	半 左 衛 門⑩	喜吉丸	要 吉⑩
	増徳丸	九 八⑩	元吉丸	清 次 郎⑩
	勢吉丸	甚 藏⑩	永福丸	源 八⑩
	永福丸	作 三 郎⑩	徳応丸	清 五 郎⑩
	伊勢丸	太 左 衛 門⑩	勢吉丸	新 右 衛 門⑩
	栄泰丸	甚 七⑩	得全丸	松 三 郎⑩
	神風丸	半 九 郎⑩	永吉丸	新 兵 衛⑩
	倍市丸	七 良 治⑩	栄昌丸	弥 左 衛 門⑩
	神順丸	定 助⑩	日吉丸	又 三 郎⑩

大坂市場を脅かした「内海船」の組織と運営

直市丸	七 良 右 衛 門⑩	勢吉丸	安 右 衛 門⑩
伊勢丸	六 大 夫⑩	神護丸	栄 蔵⑩
大豊丸	藤 右 衛 門⑩	神徳丸	忠 兵 衛⑩
愛染丸	利 右 衛 門⑩	見応丸	新 吉⑩

吹こし 住吉丸	次 郎 助⑩	常滑 幸吉丸	政 蔵⑩
同 日吉丸	林 右 衛 門⑩	同	久 四 郎⑩
同 富吉丸	七 三 郎⑩		

東端村 ※幸寿丸	文 右 衛 門⑩	灘吉丸	吉 蔵⑩
明神丸	五 郎 兵 衛⑩	直吉丸	儀 兵 衛⑩
灘吉丸	嘉 四 郎⑩	房吉丸	定 次 郎⑩
富吉丸	七 郎 兵 衛⑩	米吉丸	伝 兵 衛⑩
興徳丸	七 右 衛 門⑩	万吉丸	与 三 郎⑩
愛染丸	七 三 郎⑩	元吉丸	幸 吉⑩
伊勢丸	權 左 衛 門⑩	乗吉丸	嘉 七⑩
有望丸	久 左 衛 門⑩	信吉丸	伊 右 衛 門⑩
伊勢丸	源 四 郎⑩	鶴吉丸	伊 左 衛 門⑩
大黒丸	佐 兵 衛⑩	永吉丸	長 右 衛 門⑩
富吉丸	吉 三 郎⑩	長久丸	六⑩
大黒丸	弥 四 郎⑩	豊吉丸	庄 八⑩
住吉丸	幸 四 郎⑩	岩楠丸	万 吉
海平丸	宗 十 郎⑩	海寿丸	伊 八⑩
伊勢丸	与 左 衛 門⑩	* [追加] 文政元年	住徳丸 佐七
久吉丸	武 八⑩		文政七年 海吉丸 才兵衛
富吉丸	安 兵 衛⑩		文政七年 安吉丸 幸右衛門
住吉丸	嘉 左 衛 門⑩		文政八年 八三郎
升吉丸	幸 右 衛 門⑩		文政八年 栄治郎

久 村 永徳丸	直 次 郎⑩	永久丸	兵 次 郎⑩
永寿丸	作 左 衛 門⑩	天神丸	徳 兵 衛⑩
永栄丸	善 次 郎⑩	永宝丸	平 助⑩
神徳丸	作 次 郎⑩		

中須村 伊勢丸	清 四 郎⑩	恵宝丸	八 兵 衛
永寿丸	彦 九 郎⑩	貴宝丸	助 三 郎
久宝丸	兵 五 郎⑩	長久丸	長 藏
慶宝丸	安 五 郎⑩	永徳丸	覚 次 郎
栄宝丸	久 兵 衛⑩	富徳丸	六 平

天野兵左衛門付判仕候 ⑩					増蔵伴藤助				
師崎村 永徳丸	金	藏	亥年入	重 蔵	大泊村 永良丸	徳 治 郎⑪	同	円通丸	弥 吉⑫
日間賀嶋 大黒丸	要	藏	同	同	同	同	同	同	同
右師崎荒居清右衛門引受代印仕候⑬									
文政四巳年七月 参会ニ連中ニ加ル	小野浦	住吉丸 佐左衛門	酉七月	同所	榮宝丸 幸三郎				
文政五年午七月ニ加中須彦九郎持 ル 新船	永吉丸	船頭幸藏乗	戌七月	同所	長吉乗 兵太郎持				
久村 永昌丸	松右衛門		戌七月	須佐	幸福丸 周助				
未七月 中須	大宝丸 治左衛門		戌七月	日間賀要藏持 大宝丸 与助乗					
未七月 日間賀要藏持 八幡丸 藤九郎乗			亥七月入	大泊り	徳五郎				
須佐 幸徳丸 又左衛門			右同断	当村	灘光丸 嘉四郎				
須佐 永宝丸 藤 蔵			右同断	久村	伝治郎				
同所 伊勢丸 清治郎			右同断	久村	仁右衛門				
中須 船力丸 九郎兵衛			亥年入り	万徳丸 八左衛門					
西七月									

[参考資料6] 戎講組合加入船数の変遷表

村名 年代	東端	西端	吹越	久	大泊	中須	須佐	師崎	大井	日間賀	小野浦	常滑	合計
文化13	33	28	3	5	2	10		1	1	1	2	1	85
文政11	27	27	6	9	4	22		1	1	2	4	1	104
天保11 12	27 28	23 20	4 5	3 4	1 1	15 14		1 1			5 6		79 80
13	24	18	4	3	1	14				1	6		72
弘化2 3	27 26	18 21	3 3	3 4	1 1	14 13					7 7		73 75
4	28	21	3	4	1	13					10		80
嘉永1 3	29 24	22 20	3 4	4 4	1 1	14 14					9 9		82 76
4	26	18	3	4	1	14					11		77

(川合彦充「南知多の海運と戎講組合」『南知多の廻船文書』所収より引用、一部訂正)

[参考資料7] 文政6年7月 志州小浜宿久兵衛割合扣(東端分のみ)

〔 文政六年  
志州 〕

## 小浜宿久兵衛割合扣

末七月

志州小浜宿久兵衛、此度土蔵付屋敷買求候ニ付、右代当ニ金拾五両也借用致度候様願參候ニ付、戎講参会ニ而談判致、右土蔵為質物金拾五両取替申候、返済之儀者、壱ヶ年金壱両式分宛拾ヶ年ニ皆済可致候様相究、右之金子惣船割左ニ

## 覚

(ハリガミ)

一、「此分七艘半」	前野 小平治
一、壱艘	前野長右衛門
一、壱艘	前野伊右衛門
一、壱艘	中 村 伊 八
一、壱艘	前 野 庄 蔵
一、壱艘	前野伊左衛門
一、式艘	前野与三治

(ハリガミ)

一、「此分半艘」	内田五郎兵衛
一、壱艘	角 弥平治
一、壱艘	内田七郎兵衛
一、壱艘	内田七右衛門
一、壱艘	内 田 佐 七

(ハリガミ)

一、「此分半艘」	前 野 新 六
一、壱艘	内田権三郎
一、壱艘	角 幸四郎
一、式艘	角 佐兵衛
一、壱艘	薩摩屋万吉
一、壱艘	角 八郎兵衛
一、壱艘	小野浦 中川佐左衛門

## メ廿八艘

大船壱艘ニ付 拾式匁五分割

小船壱艘ニ付 六匁式分五厘割

## 内

大船 廿五艘

木船 此當り銀 三百拾式匁五分  
(小) 三艘  
 此當り銀 拾八匁七分五厘  
 メ三百三拾壱匁式分五厘  
 (以下略)

[参考資料8] 文政2年閏4月 下関河崎屋孫右衛門借金願いに前野小平治ら貸付の覚書

## 覚

一、金式拾両也

右者今般下ノ関河崎屋孫右衛門殿方内海船問屋株御運上銀上納差支難済之由ニ而、船持中致借用度旨、

当地江被相越歎之頼，無余儀趣ニ相間候得共，船々一統居合之時節ニ無之故，寄合談判難致，右ハ差懸り候由ニ付，此節居合之銘々格別之談判を以書面之金子日比半十郎殿・前野小平治殿方ニ而無利足五ヶ年限致借用，孫右衛門殿江取替遣候ニ付而者，返済之儀一統船々河崎屋ニ而致商内候節，口銭之内半分宛，其船々江請取定例七月参会之節持寄，年行司ニ而取調，右両家江致返済候筈，右ニ而年数中不致皆済年限ニ至候ゝ，連印之銘々船数割を以，致出金可致皆済筈相究候，其節ニ至違約無之，為後証連印依而如件，

西端村	日比半十郎印
	日比七左衛門印
	日比五左衛門印
	日比七郎右衛門印
	日比半九郎印
	河村作右衛門印
	日比弥兵衛印
	日比五郎左衛門印
	日比松右衛門印
	日比忠左衛門印
東端村	前野小平治印
	中村伊八印
	前野伊左衛門印
	(以下8名略)
久村	内藤作左衛門印
	内藤作次郎印
中須村	天野兵左衛門印
	天野清四郎印
	師崎村 (ハリガミ) 「米倉屋清右衛門 船頭 金蔵乗」
	日間賀 (ハリガミ) 「鈴木要蔵 清右衛門代印」
小野浦	日比定助
常滑	政蔵印
	薩摩屋万吉

文政二年卯閏四月

戎講

年行司衆

[参考資料9の1] 年不明 阿波徳島木屋惣兵衛入船荷物御礼の書状

一筆啓上仕候，追々秋冷相催候処，先以其御地御講組各様御家内様始御船中様御揃被遊，益御壯健ニ被為在候条並悦不斜御儀ニ奉存候，次ニ私方就れも無異ニ罷在候段，乍憚御安慮思召可被下，誠ニ不相変厚御贋負を以御入船被成候ハ、御荷物被仰付家族之者壹統相歡御影ニ而壳事繁榮重々難有相心得罷在候，右御礼山々奉申上候，尚乍此上御引立之程具々宜く奉希上候，然者毎年御例式之戎講御会合無懈怠御勤被遊候御儀，御壳事向御取締筋偏ニ御案量之御基と乍恐奉恐察俟御儀ニ奉存候，右為御賀如例龜酒料壹封

象頭山御守共奉差上候間、何卒於御席上御披露被成下候得者大慶之仕合奉存候、將亦御新造追々御増船沢山ニ御乗出之御様子千萬目出度御儀ニ奉存候、此段奉祝上候、尚々当地御乗込之節ハ、乍此上無御替私方へ御寄宿被仰付候様呉々奉願上候、乍憚此段各様ム御一統様へ宜敷御厚達被下候様奉希上候、先者万事御聴負之御程重々奉願上度、右御賀共相束如斯御座候、恐惶謹言、

木屋

惣兵衛印(印に「阿州徳島諸問屋」とあり)

七月十六日

同利七

戎講  
御行司衆中様

同御仲間  
御一統様  
參人之御中

[参考資料9の2] 年不明 駿河清水湊塩問屋川口清治へ入船減少につき塩問屋仲間願い

乍略儀一筆啓上仕候、残暑之節御座候処、各様益御勇健可被遊御座奉恐賀候、然者清水湊川口清次儀諸國塩御客船様方以御聴負年來塩問屋渡世仕来り候処、昨年已來ム各様方御乞請如何候哉、外問屋江御入船被遊候様相成、同人儀者不及申私共迄一同歎ケ敷奉存候ニ付、同人儀御慈悲願ニ此度罷登候間、是迄不行届儀者御差因被仰付、何卒不相変清次方江御入船被成下候様私共一同奉願上候、尚又御商御取組方之儀者、私共精々出精仕御買請可申候、右之段乍憚御一統様江宜敷御執成方呉々茂御願申上候、書面外清次口上を以万端御願可申上候、恐惶謹言、

駿州岩淵河岸

塩仲買物代

大村敬平印

柳屋佐右衛門印

柳屋幸次郎印

斎藤縫右衛門印

和泉屋甚兵衛印

望月伊兵衛印

太田十右衛門印

清水湊

風間五兵衛印

同

茶屋平左衛門印

尾州内海  
御行司衆中様  
參人之御中

[参考資料10の1] 年不明 讃岐丸亀商人より新掘湊に海上安全十二灯籠奉納助成願い

一筆啓上仕候、追々暖和之時節ニ御座候処、先以御表各様被御捕益々御勇健ニ可被成御座候然之御儀ニ奉存候、隨而当方無異義罷在、乍憚御休意思召可被下候、然者此度当浜冲手江新掘湊出来仕候ニ付、為海上安全十二燈籠營建仕候御趣向ニ而、右之燈籠六ツ斗願主方御座候而早々出来仕候由、未六ツ相残居申候間、何分御地ニ而一基御願主御講中御組立御施主御付被成候ハヽ、誠ニ永代御名を残海上安全御祈祷此上も無御座義ニ奉存候、且亦金毘羅御願済候而、御取掛リ候義承リ申候、尤此度罷出候衆中者、右新湊掛リ之役人中ニ御座候間、万事委敷御聞之上相応之御相談被成下候ハヽ、於私ニも大慶ニ奉存、將又御地へ者初而之仁ニ御座候間、甚不案内之義方々宜様御配慮之程、偏奉希上候、先ハ右迄御頼リ申上度、旁如是ニ御座候、恐惶謹言、

網屋  
半兵衛<sup>印</sup>（印に「丸亀浜町網屋」とある）

辰二月十六日

前野小平治様

日比五郎左衛門様

二白

御近辺御船持中様へ別紙差上不申候間、乍憚可然様御取斗之程一入宜奉願上候、以上

〔参考資料 10 の 2〕 年不明 年行司ら伊豆伊郎山大権現勧化を参会評議にて決議の通知

各々様益御安康奉欣喜候、然ハ此度豆州伊郎山大権現御社殿御修復ニ付、船持衆中へ寄進之旨被願出、就而ハ当國之儀ハ龜崎辺<sup>ム</sup>名古屋表へ相廻、追々當方へ被見候由ニ而、昨日常滑表<sup>ム</sup>右神主頼之書状到来仕候、然廻此節船持衆中へ軒別被相廻候而ハ時節柄迷惑いたし候付、年行司ニおるて相談之上、寄進之儀者戎講会合相談之上評定可仕積りニ相成候間、若御地之神主參り候共、其段御申断可被成候、為念廻状を以申上候、以上、

内海  
年行司

十一月廿三日

御船持衆中

本文之趣御承知之上、下之村々御船持衆へ乍御苦勞様夫々御廻し可被下候、以上、

〔参考資料 11〕 文政九年 戎講仲間小野浦定助不筋の儀あるにつき組合除名の評議

一、小ノ浦定助船義、駿州清水ニ而米商内之砌、不筋之儀有之、中買衆迷惑及候ニ付、其後外船共入津之節、商内水上仕法相変り船々大キニ差支ニ付、當会合下側迄惣寄ニ而相談仕候処、ケ様ニ不風義ニ、相成候而ハ戎講外聞ニ相掛候ニ付、定助船義中間組合相除キ申候、依之清水問屋向定助義相除候間、商内仕法上ニ至迄已前之通りニ御直し被下候様、頼状七月廿三日早序ヲ以差出申候、（以下略）

（『南知多の廻船文書』第 2 編 25 頁）

〔参考資料 12〕 文化 6 年 7 月 蝉子講参会之定

評定一件扣

一、渡海屋内々入組之義懇と飛脚市五郎差遣、佐助・嘉助勘定書ヲ以、此方へ参候様申し遣候上ニ而評定可仕、

一、安乗勘兵衛<sup>ム</sup>無心之願書、右返事ハ是迄之通りニ而、向後土産物無事之由断申遣候事、其後橋杭集錢多候故、二ツ割ニ而遣し候、

一、吹越村兵蔵と申者、中間船へ乗せ申間敷所、此度次之助殿詫ニ而帰参相済申候、

一、橋杭宿伊平次義去辰秋大風雨ニ而居家打碎申候ニ付、為合力と大船五百文、小船三百文ツヽ、取集可遣し候事、此段下へも申遣候事、

一、尾鷲等之本へ大坂酒荷物為替付戻り手形之節、二割利足付候筈、去辰年申遣候所、不取締ニ付、又ハ当年も申遣候事、

八月三日本の本浜甚戻殿書状遣候事、

一、平坂湊商内是迄仲間<sup>ム</sup>指改渡し候処、近年不<sup>メ</sup>リニ付、当秋<sup>ム</sup>商内出来後間屋升ニ而取渡し候事申遣候筈、

一、同所金兵衛殿・庄兵衛殿、甚兵衛殿大坂積ハ、早々運賃銀五分戻り引候分当年<sup>ム</sup>右分戻り断申遣候事、

メ

## 大坂市場を脅かした「内海船」の組織と運営

右之条々評義一決仕候、此段下へも可申遣候事、

(以下略)

(文化6年7月「蛭子講参会之覚」より引用)

### [参考資料13の1] 年不明 名古屋納屋町大野屋戎講参会につき礼状

一筆啓上仕候、残暑甚敷候得共、先以各様弥々御勇健ニ被遊御座、奉恐悦候、然ハ私方御蔭ヲ以追々御贔負被下置繁昌仕大慶仕候、尚当地御引合物御座候節ハ、不相替御支配仰付被成下様偏ニ奉願上候、隨而此品乍輕少今般御参会御席迄右御礼印迄ニ差上申候間、何卒御笑納被遊可被下候様奉願上候、先者右之段御礼申上度、如此ニ御座候、早々恐惶謹言、

大野屋

藤 七印(印に「名古屋納屋町 大野屋」とある)

七月十二日

恵比須講  
御仲間衆中様  
參人御中

### [参考資料13の2] 天保8年 戎講参会への各地商人御祝儀扣

一、金弐百疋	近州下田 尾張屋幸右衛門
右者申・西年分	
一、金弐朱	名古屋 桑名屋伊右衛門
一、金百疋	兵 庫 渡海屋善右衛門
一、金百疋	下之関 川崎屋孫右衛門
一、金百疋	駿州清水 薩摩屋十兵衛
一、金弐朱	大 坂 嶋屋伊左衛門
メ、金三両弐分	
一、御酒五升	勢州からす 塙間屋清大夫
一、同 三升	勢大じた 三輪孫右衛門
一、同 三升	駿州清水 川口清次
一、同 五升	三州新川 藤浦善右衛門
メ、壺斗六升	

(天保8年「蛭子講掛物并金銀出入帳」より引用)

追記 本稿は、本学知多半島総合研究所が愛知県南知多町の元廻船問屋内田佐七家文書の調査のさい、経営文書にまじっていた内海の廻船仲間「戎講」関係の文書を整理するために、川合彦充・内田洋先生の業績や、文書の所蔵者内田フミ子様の御助言を参考にしながら、「戎講」の組織と運営を素描したものである。南知多町の町史編纂室の皆さんと内田フミ子様に感謝する次第である。なお、この間あたたかい御指導をいただいた川合彦充先生が急逝された。先生の御冥福をお祈りする。